

290

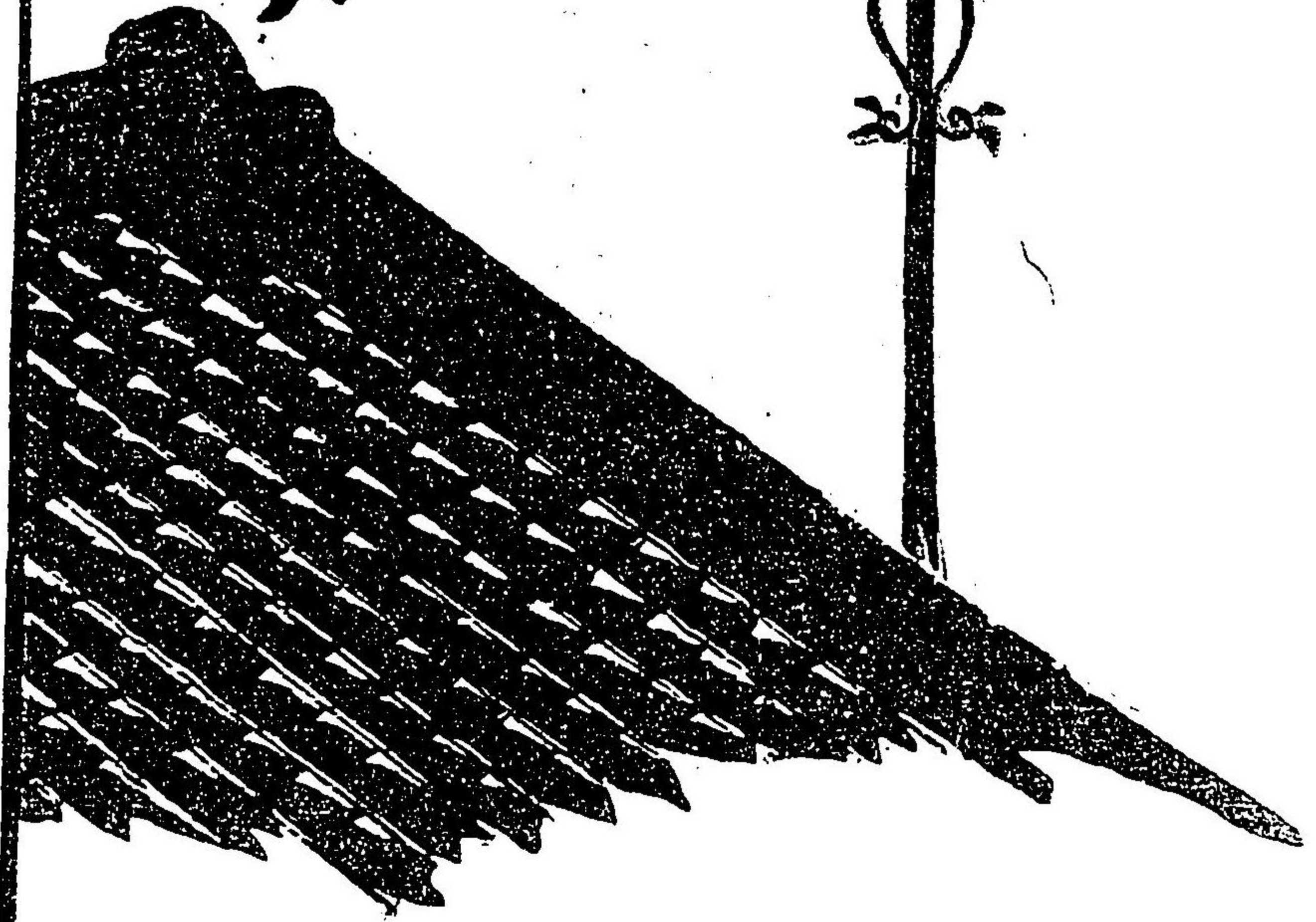
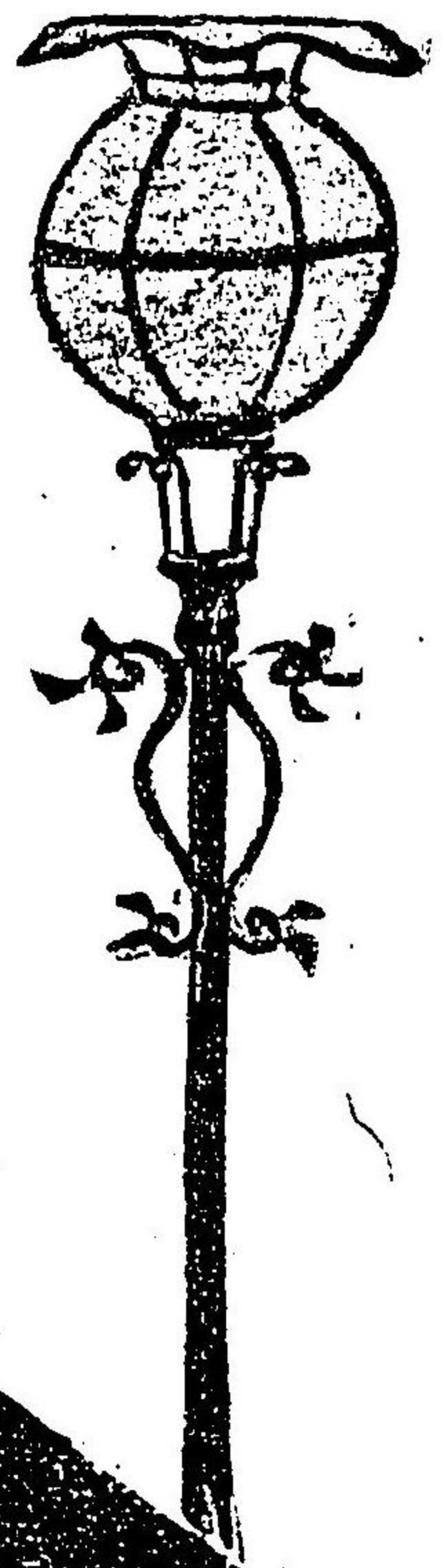
田着



藤田の落着

浪花津に開くこの藤冬曇り今まを春邊と晴る、このふじ富士の高名は朝日は昇り榮へて傳とふ藤田組今や目出たき報知あるその喜びはいかあらんむすびる、よし糸かけて筋も正しくなりおけるその初をハ思ひ出し一たび驚き二びハ喜しきけふの事にして既往の起を記さんおれそもく明治の十二年九月十五日午前四時の事なりけるとかや東京警視廳よどの警部巡查の御方々お出張あさせられ藤田組お立入られこの度官お於ひて少々尋の筋みれあれを一應まあり出よとあるよぞ傳三郎氏又よ中野梧一氏以下六名の方々よいそ社命あいたがひて異議なく出頭せられける夫よりして堺縣下の和泉の國堺南宗寺の警視御

藤田
落着



藤田の落着

浪花津に開くこの藤冬曇り今更を春邊と晴る、このふじ富士の高名は朝日は昇り榮へて傳とふ藤田組今や目出たき報知あるその喜びはいかぢらんむすびる、よし糸けて筋も正しくなりおけるその初をハ思ひ出し一たび驚き二びハ喜しきけふの事にして既往の起程を記さんおれそもく明治の十二年九月十五日午前四時の事なりけるとかや東京警視廳よどの警部巡査の御方々お出張おとせられ藤田組お立入られこの度官お於ひて少々尋の筋おれあれを一應まゐり出よとあるよど傳三郎氏又ハ中野梧一氏以下六名の方々よのそれ命おいたがひて異議なく出頭せられける夫よりして堺縣下の和泉の國堺南宗寺の警視御

藤田
落着



出張所へ参りければ、種々の御尋ねもありたるが、
そは藤田奇談、藤田傳三郎實傳記などにくらべれば、こゝ
に零々ぬかゝるとあるに、同月十八日の朝まだき南宗寺と
引拂ひきて藤田中野兩君以下ハ警視巡查の方々と共々堺
と出發させ大和路より奈良を通りて伊勢道より東海道
へ出立きて東京表へ赴ければ、これより藤田傳三郎君の
兄上鹿太郎氏以下もおひく東京へ参りたりさて、藤
田中野君等ハ東京警視廳ある第三課に出立られて種々の御
尋ねあり、檢事の局長大塚公并びハ檢事今井君も出席あり
しとぞこゝ、あまた大阪表へてハ同月廿日の午後二時過ぎ
東京警視廳、警部奥村君同本田中警部同第三課司法部宮崎
長肥八木茂十郎諸氏ハ紙幣局掛四名とともハ今橋四丁目

三十二國立銀行へ御出張ありて高麗橋警察署へ照會あり
只今同銀行へ出張よつと立會あり度しとの事にて、本山十
等警部、森警部并びハ巡查五名出張せられ同町の戸長中西
氏が先きよ立ち銀行へ参りて紙幣と改るよと達せられ
しが同行の頭取平瀬龜之助取締早谷富子山本行松の四氏支
配人平池氏ハその時病氣にて代理長谷川氏監督外山氏そ
の他社員手代小使の面々は何事やらんと打驚きサテおそ
藤田の御詮議あるべしと思ひ委細しこまりて金倉ハ御
案内おしたるがあれこれと嚴金ハ御取調の上奥村警部の
申さるゝにハこの度の事は藤田組と取引の事と取調ぶる
譯よてハ決してこれあぐたハ紙幣の良しあしと檢査する
ものありと申し聞けられたり同銀行は元よ藤田組とハ



取引きもありて傳三郎氏の名前よて貸金もこそある由と
申し立けるこれより紙幣と官吏の目前よペヲリと並べ一
同立合の上にて印刷局の官吏方各々その見るところの區
別と分たれ鳳凰と改むるもの文字と檢するもの等一々順
番お手渡しされ四百倍でもあるまいが顯微鏡お照して
見られ余程細りよ吟味さきとぞこの時同銀行の外山氏
が檢査官お向ひ私共紙幣と取扱ひ居りあぶその良惡は
つきり承知仕らま候ふては甚だ不都合の事につきその見分
々あると御示し相願ひ度と申されけきハ檢査官の言葉を
改めて云はるゝにその儲ふ付ての一朝一夕お申述べが
だけきを重ねて詳々に御聞せ申すべしと答へらるしのみ
みあて右の次第なれと紙幣と改めらるゝ間四名共よ言

葉と交とへすそ紙幣の良否も云ふれざりしよよて同
日午後六時二十分のころ金五千圓を改めらる最早や日も
暮きよ相成りたるを殘る紙幣ハ明日取調ふべし檢査濟の
分ハ使用苦まかゞされどもその他の相成らざるおつき御
請書と差出すべしとの事あてこゝに於て外山氏の御取調
相成らざる分ハ使用仕らま封印のまゝ、嚴金お相守り申す
べし旨の請書と出しこの日ハ一同引取らるける明れを廿
一日ハ日曜日の事もへらかゝと思ひ居る中お午前八時より
奥村本田の両警部ハ高麗橋より森十等警部巡査四名戸長
中西氏出張ありて前日の如くよ取調べよかゝるしお同
日ハ秋陰晴澁どして雨もシヨボくと降り左ながゞ欠び
の出る様なる日おれを同銀行の外山氏の官吏へ打向ひサ

テ各様方への日々の御出張さぞか御退屈千萬あるべし
當店も銀行の事さきば何も無御坐候得共御茶と献上仕
たきと申し出らまければ奥村氏の色を正さき役領の事も
へ決して御心配おの及をれまじと答へられける扱その日
の検査済の二万八千四百二十圓おいて十錢五十錢の紙幣
は一枚も改めらまらず尤つとも前日の如く四名お互にお手
渡して檢せらるゝことへ余程手間取り同日午後四時三
十分全く取調べ済みとあり右の紙幣を以て使用苦しうら
ずと達せられ一枚も引揚げられざりしをまゝあゝ悪ひ
紙幣もあつたゆゑと跡よて安心されしとぞ廿一日午
後五時本田警部と直ち第三十四國立銀行へ出張さき
り同銀行へ頭取岡橋治助副頭取原嘉助取締野田吉兵衛永

井仙助村上嘉兵衛山口善五郎支配人渡邊庄助の諸氏なる
が同日の日曜日の事もへ一同休暇よいて同店よて小使丁
雅共わづか二三人居たるのみ尤も同行の去十五日お一應
お調べもありたれば最早安心なりと思ひ居たる折のら右
の始末よて打驚きしに之や官吏と立入れ役員は居たる
、かと尋ねられしよ今日は休暇おて一人も居り不申と答
へけきを然るを役員中よて住所の近き者と呼ぶべしとあ
りて原嘉助氏が罷出られ前の三十二銀行の手順よて紙幣
と点檢され殘りの紙幣の例の請書よて又た明日の事と
ありぬ廿二日午前八時出ありて例の如くよ調べらる午後
七時全く終りこの金二万余圓にて一枚も不良の紙幣
なりしとぞ廿三日の秋季皇靈祭の事なれをよもや御出

張りあるまゝと思ひの外午前八時高麗橋二丁目第一國立
銀行支店へ再び御出張あり、吏員の本田中警部紙幣掛と
四名淺倉警部巡查三名よて當日と和服おて改めらるゝと
こそい當今藤田組の事もあれを万一こそ等の事より御取
調へあもなるなぞと浮説流言ともなしての相成さずと市
民の人情と察せらるしあどとどととはサテ置藤田中野君
は東京表へ赴かれしよとサタたる御尋ねもあありし由あ
るが十一月廿六日警視第三御課よて御呼出し相成と藤
田鹿太郎佐伯精一郎河野勢助入江伊助の四氏と東京藤田
組の支店へ御下げお成とその後何等の御沙汰もなうりし
が官よ於ても御尋ねのそじも十分よ判所せらるけるあや
藤田中野兩君以下の十二月廿六日更らあそれ筋へ御召出

一と相成取調への儀おつきもはや明名お分りたきは御用
濟えにつき差返さる、よ一を申し達せらるゝに藤田氏
の固よと同組の社員妻妾親子兄弟よ至るまで歡喜の眉を
ひらき目出度き新年と迎へらる増々榮ゆる藤田組と感せ
ぬものいあうりけるこの藤田中野君等の東京へ赴かるゝの
全く西南の事件よて人足よりその筋へ何う申し出らるま
事お因るとぞ官の公明おして又た藤田組の純真なる今日
こそと知られける、
○藤田傳三郎中野梧一諸氏の東京警視廳より御呼出しお
相成り十二年九月十五日より同十二月廿六日の落着きま
で總計一百二日おしてその間官の御所置如何藤田の眞
否いかよと待ちあがれたるに今日の冊子の出版とる天
下泰平のしるしなりける

藤田組廣告寫

當組中野梧一藤田傳三郎藤田鹿太郎初ノ其他組員ノ者數名東京警視官ノ御拘引ニ相成リ組中一同驚愕ニ堪ヘサレモ何分警官ノ御嚴命ナレバ只管恐縮ノ外他事ナカリニ幸ニ平生御懇意ノ諸彦毎々御見舞ノ上家族ノ者共ニ御慰諭下サレ厚志ヲ添フセラレシハ實ニ感銘謝スル所ヲ知ラズ然ルニ御懇言ノ如ク公法明決ヲ以テ梧一並ニ傳三郎兄弟初メ一昨日東京ニ於テ一同罪放免ト相成リ電報通シ來リ組中ノ欣喜實ニ抹舞音ナラス昭代ノ明鑑能ク邪正ヲ規サレシハ眞ニ組中ノ冤ヲ雪クノ思アリ依テ早速駕ヲ馳セ厚意ノ諸彦ニ參禮仕ル可キ筈ノ處年晩ノ多忙ニ兼テ此飛報ニ逢ヒ混雜ニ少ラザルニ付取敢テ新聞紙上ヲ借り御禮申上ルニ此ノ如ク年明早々ニ梧一傳三郎等モ歸坂シ夫々拜謝可仕ハ無論ノ事ナレバ幸ニ御寛恕アラソクテ乞フ

藤田組總代

久原庄三郎

辱知諸君御中

明治十二年十二月 日 御届

十二月十六日

編輯出版人

堺縣平民

(定價三錢五厘)

佐々木吉太郎

再板印刷

伏坂周防町十番地寄留



091331-000-9

特67-390

藤田の落着

佐々木吉太郎

M12

DBN-2209

